

令和5年第2回定例会

民生環境常任委員会会議概要

委員長 赤平 勇人

副委員長 工藤 夕介

1 開催日時 令和5年7月11日（火曜日）午前10時25分～午前10時53分

2 開催場所 第1・2委員会室

3 審査案件

議案第88号 青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

請願第3号 ブックスタート事業の復活を求める請願

○出席委員

委員長 赤平勇人

副委員長 工藤夕介

委員 山田千里

委員 竹山美虎

委員 関貴光

委員 中村美津緒

委員 小豆畑 緑

委員 木戸喜美男

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

環境部長 佐々木 浩 文

福祉部長 岸田 耕 司

保健部長 千葉 康 伸

市民病院事務局長 奈良 英 文

環境部次長 泉 宏 明

福祉部次長 大久保 綾 子

保健部次長 榊 乃里子

保健部次長 加福 拓 志

市民病院事務局次長 遠 嶋 祥 剛

市民病院事務局総務課長 阿 部 崇

あおもり親子はぐくみプラザ所長 齊 藤 麻 里

関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 北 山 賢 臣

議事調査課主査 笹 田 貴 子

議事調査課主査 木 村 結 衣

○赤平勇人委員長 ただいまから、民生環境常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

今期定例会において本委員会に付託されました議案 1 件及び請願 1 件について、ただいまから審査いたします。

初めに、議案第88号「青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題いたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第88号「青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元に配付しております議案第88号関係資料 1 を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」についてであります。本条例は、青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等について、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等が令和 5 年 4 月 1 日に施行されたこと等に伴い、所要の改正をするために制定するものです。

「2 改正する条例」については、本条例により改正いたしますのは、こども家庭庁設置に伴い、関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されることによる大臣名等についての改正であり、改正する条例としては 8 条例となります。

「3 主な改正内容」を御覧ください。

主な改正内容は、1 つに、「大臣名等についての所要の改正」ですが、おおむね記載の 3 つの改正パターンとなっております。2 つに、「その他」ですが、引用法令の条項の追加及び削除に伴う所要の改正をするものです。

具体的な改正内容につきましては、新旧対照表を用いて御説明いたしますが、今回の改正は、こども家庭庁の設置に伴う国の省令改正と同様の内容となっており、条文の意味する内容が変わる条項はありません。

「4 施行期日」ですが、本条例は公布の日から施行するものです。

それでは、主な改正内容について、新旧対照表を用いて説明してまいります。

議案第88号関係資料 2 - 1 の青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の新旧対照表を御覧ください。

第 2 条第 1 項第 3 号及び第 5 号では、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改めます。これは、障害者総合支援法を厚生労働大臣と内閣総理大臣で共管することによる改正です。

資料の 2 ページへ続く第 7 条では、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改めます。これは、内閣総理大臣の権限をこども家庭庁長官に委任

したことに伴う改正です。

第9条は、後段を加える改正です。指定障害福祉サービスである重度訪問介護は児童を対象としていないサービスであり、第7条を準用するに当たって、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣との共管ではなく、単管として厚生労働大臣とするものです。

第46条及び第50条、資料3ページの第57条、資料4ページの第58条、第106条、資料5ページにかけての第115条は、ここまでと同様、厚生労働大臣と内閣総理大臣との共管及び内閣総理大臣の権限をこども家庭庁長官に委任したことによる改正規定です。

資料の5ページになります。

第197条では、「省令」を「命令」に改めます。これは、障害者総合支援法における主務省令は、主務大臣の発する命令とすると規定されたことに伴う改正です。

資料の6ページになります。

第202条の4及び附則の改正は、省令を命令に改正するものです。

議案第88号関係資料2-2の青森市指定障害者支援施設の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の改正内容については、資料2-1の改正と同様、障害者総合支援法の共管による改正です。

議案第88号関係資料2-3の青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の新旧対照表を御覧ください。

第7条では、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改めます。これは、厚生労働大臣の権限が内閣総理大臣に移管され、その権限をこども家庭庁長官に委任することによる改正です。

第25条及び第73条も同様の改正です。

議案第88号関係資料2-4の青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の新旧対照表を御覧ください。

第4条第2項ただし書では、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改めます。これは、こども家庭庁設置に伴い、子ども・子育て支援法第19条第2項が削除されたことに伴う改正です。

条例第4条第2項各号以下3ページまで、同様の改正が続きます。

資料の4ページを御覧ください。

5ページにかけての第15条第1項第3号では、「第25条」を「第25条第1項」に改めます。これは、こども家庭庁設置に伴い、学校教育法第25条に第2項及び第3項として、文部科学大臣が幼稚園教育要領を定める際、内閣総理大臣に協議しなければならない等の規定が新設されたことによる改正です。

同項第4号では、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めます。

第20条以降13ページまで、同様の改正内容になります。

議案第88号関係資料2-5の青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども

も園の認定の要件を定める条例から議案第88号関係資料2-7の青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例までの3本の条例につきましては、厚生労働大臣の権限を内閣総理大臣に移管したこと及び内閣総理大臣の権限をこども家庭庁長官に委任したことに伴う所要の改正を行うものです。

最後に、議案第88号関係資料2-8の青森市子ども・子育て会議条例の新旧対照表を御覧ください。

第1条では、「第77条第1項及び第3項」を「第72条第1項及び第3項」に改めます。これは、子ども・子育て支援法の改正により、第72条から第76条までが削除され、市町村の子ども・子育て会議の設置について規定する同法第77条が第72条に繰り上がったことによるものです。

第2条も同様の改正になります。

以上、議案第88号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

○赤平勇人委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第88号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号「ブックスタート事業の復活を求める請願」を議題といたします。

本請願に対する市当局の意見等について説明を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 請願第3号「ブックスタート事業の復活を求める請願」につきまして、市の考え方を御説明申し上げます。

請願第3号につきましては、「ブックスタート事業を復活すること」という内容であります。

心はぐくむブックスタート事業につきましては、乳児期から絵本を通じて、親子の絆を深め、安心して子育てができるよう、平成17年度から令和元年度まで、4か月児健康診査の場で、赤ちゃんと触れ合う絵本の読み聞かせ方を実演しながら、絵本の配付を行ってきた事業であります。

令和2年度のあおもり親子はぐくみプラザの開設に当たりまして、親子の絆を育むという基本方針の下、全ての母子保健事業と子育て支援事業等を総点検し、事業内容の見直しを行ったところです。

心はぐくむブックスタート事業については、平成17年度から事業を続けてきた中で、初めてのお子さんであっても、既に本市が配付する絵本をお持ちになっている方が多く、年々、絵本の種類を増やし対応してきたものの、重複しないよう配付することが困難な状況だったこと、また、実演の中で、赤ちゃんどう接したら良いか分からない、赤ちゃんとの遊び方が分からないなど、赤ちゃんとの触れ合い方について不安を感じている保護者の声が日常的に聞かれるようになってきたことなどといった課題が整理されたところです。

このようなことから、令和元年度まで実施してきた心はぐくむブックスタート事業の内容を見直しまして、赤ちゃんの成長に応じたお勧め絵本を紹介する冊子と赤ちゃんとの触れ合い遊びを紹介する冊子を作成し、配付することとしたものであります。

今後につきましては、少子化が進む中、赤ちゃんの心を育む親子の触れ合いということがさらに求められていること等を踏まえまして、未来を担う子どもたちと子育て世代に寄り添った支援・事業等の在り方というものを考えていくこととしておりますが、従前のブックスタート事業につきましては、現時点では、実施することは考えておりません。

以上でございます。

○赤平勇人委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。山田委員。

○山田千里委員 この間、ブックスタート事業については、一般質問でもいろいろ質問されてきたところですが、今、改めて、何回も聞いたお話ですが、配付する絵本が重複するようになってきたので、それが困難になってきたからやめたということ、あと、赤ちゃんにどう接したらいいかということの問題が出てきたということとを並列して述べられていましたが、まず最初に、この重複してきた中で困難になってきた詳しい内容について、お聞かせください。例えば、何冊あげていたところ、何冊用意しなきゃいけなくなったとか、そういう状態を教えてくださいませんか。

○赤平勇人委員長 保健部長。

○千葉康伸保健部長 ブックスタート事業につきましては、平成17年度から令和元年度までで行ってきた事業でありまして、当初は、4か月児健康診査の場で、1冊の本を読み聞かせをして、その実践をして、こういうふうに読んでくださいねということで、その本をおあげしていたものであります。

四、五年経過後あたりから、その1冊の本だと、これは持っているよという声が多く聞かれることになったことから、その後、年々、増やしてきておりまして、令和元年度の事業終了時点では、最終的に16冊の本を用意しております。そういう状況でありました。

○赤平勇人委員長 山田委員。

○山田千里委員 16冊用意して、その中から選んでいただくという形だったということですね——そうすると、16冊用意するのも大変だったとは思いますが、すごく努力されていたと思うんです。それで、それと同時に、赤ちゃんとの遊び方が分からない声が増えてきたのはどう関連づくのかがちょっとよく分からないんですが、それがブックスタートを廃止した理由となっているのか、そこをもうちょっと詳しく教えていただけますでしょうか。

○赤平勇人委員長 保健部長。

○千葉康伸保健部長 先ほども申し上げましたが、令和2年度に、あおもり親子はぐくみプラザ、これを開設するに当たって、絵本をおあげするというところもあるんですが、親子の絆を育むという基本方針の下、事業内容の見直しを行ったということでもあります。

それで、ブックスタート事業に関しましては、まず絵本の読み聞かせの実演をして、その実演をする中で、目的としては、やはり絵本を読んであげて、赤ちゃんとの触れ合い、親子の絆、そこが第1の目的でありますので、絵本をあげるということにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、現在、赤ちゃんの成長に応じたお勧め絵本ですね——今、大体20種類ぐらいの絵本があるんですけれども、その中から、お父さん・お母さんが自分のお子さんに合った本をその中から選んでいただきたいということがありまして、その紹介をする冊子、さらに赤ちゃんとの触れ合い——特に最初のお子さんであれば、触れ合い方が分からないというようなお声をたくさん頂いていたものですから、赤ちゃんとの触れ合い遊びを紹介する冊子、その2種類の冊子をお配りするというふうに事業内容の見直しをしたということでもあります。

以上でございます。

○赤平勇人委員長 山田委員。

○山田千里委員 そもそも、ブックスタート事業というのは、イギリスで発祥して、ゼロ歳児に、そうやって、本を読み聞かせして、親子の愛着というか、愛情を確かめ合ったり、触れ合っていくということが、本を通して、本を読み聞かせることで、それが育まれるというものがブックスタート事業なんですけれども、それと別個で、赤ちゃんとの触れ合いを育んでいくというのは、また別な方法であって、これは、本という情操教育というか、情緒を豊かにしていく中でのブックスタート事業の中で触れ合いを育んでいくというものだと思えます。なので、触れ合い方が分からないものと本をプレゼントして、触れ合いを深めていくということとは別筋だと思います。

それで、今、ブックスタート事業というのを実施している自治体は、全国で63.2%あるそうです。それで、その中で、絵本の配付のみをやっているところもあるので、それを含めると84.6%の自治体が実施しています。

青森県では、ブックスタート事業を実施している自治体が23自治体あります。こ

ここにちょっと資料があるんですけども、一目瞭然だと思っんですけども、この赤いのが、今、ブックスタート事業をやっているところで、黄色は絵本だけをプレゼントしているところなんですけれども、この真ん中の青森市がぽっかり空いているのをとって寂しいと思います。

それで、これまでやってきたのにやめているという、後退していつているという点では、今、少子化対策、子育て支援対策を強化していこうという中で、後退していつているというのは本当に悲しいなと思っんですけども、赤ちゃんに読み聞かせをすること、言葉を交わして、心を通わせることで、絵本を通して、地域で子育てしていくんだというメッセージが、これまでのブックスタート事業にあったと思っんです。それで、生まれてきてくれてありがとう、これを青森市が絵本をプレゼントしていくことで、のちに、子どもたちがこうやって地域に守られて育ってきたんだなというのを本を見たときに思い出すと思っんです。

そういうことのメッセージが込められたブックスタート事業ですので、今、子育て支援の強化とか、異次元の子育て支援とか、少子化対策というならば、復活するなら今しかないと思っます。私は、この請願を採択すべきと思っます。

賛成の立場で質疑させていただきました。ありがとうございます。

○赤平勇人委員長 ほかに発言ありませんか。中村委員。

○中村美津緒委員 ブックスタート事業について、今までの一般質問等のやりとりを聞いて、議員という立場でブックスタート事業はいかなものなのかなというふうな考えがあったんですが、いざ、議員という立場を離れまして、父親という立場、そして一般の保護者という立場で、いろいろと保護者に聞いてみました。

それで、ここに新城中央小学校のPTAの副会長が赤平さん、関さん、私と3人いるんです。それで、教育振興会の会長が実は木戸さんなんです。それで、新城中学校のPTA会長の、もう大先輩が小豆畑さんなんです。

それで、私なりに、保護者にいろいろ聞いたんですけども、やっぱりこのブックスタート事業は、すごい温かみのある、愛のあるもので、私も子どもが6人いますが、3番目からしっかりと頂いておりまして、結構、お母さんは取っているんです。

それで、青森市がすごいのは、本が選べるんですよ。そういう選択肢を広げた青森市はすごいなあというふうに、まず思っ、聞いていました。

それで、保護者もなくなったという、そういう感じには思っいなかった。でも、やっぱり、あっ、そういえば、いつからかなくなったな、でも、それは、そういう話に今なっているんですね、それは再開できればいいですね。分からないから、保護者の方が分からないだけであって、再開したら、すごく喜んでくださる方は結構いると思っんです。

保健部長、先ほど紹介した冊子がこちらですよ。それで、ブックスタート事業を始めると、一般質問で約160万円でしたか——かかるというふうに聞きましたけれ

ども、実際、こちらの冊子で幾らぐらいかかっていらっしゃるものなんですか。

○赤平勇人委員長 保健部長。(発言する者あり) マイクを使ってください。

○斉藤麻里あおもり親子はぐくみプラザ所長 あおもり親子はぐくみプラザの齋藤でございます。

絵本を紹介します冊子と触れ合い遊びを紹介しております冊子ですが、2冊合わせて40万円程度の予算がかかっております。

○赤平勇人委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 絵本で約160万円、この2つの冊子で約40万円。ごめんなさい、ちょっと嫌らしい話なんですけれども、お金ではないと思うんですけれども、お金の話ではないと思うんですけれども、お金の話ではないんですけれども、こちらに約40万円であれば、絵本に約160万円かけたほうが、なお思い出に残る。だって、これは取っていないんです。保管しないんです。絵本なら、手元に残りますし、だんだん、やっぱり話を聞いていくと、最初は、これは不採択としようと思ったんですが、皆さんの意見を吸い上げて、この場に届けるのであれば、これは絶対に採択しなきゃいけないなど。ここで請願が不採択となって、本会議で不採択となったとしても、このブックスタート事業は、これは絶対にもう1回再開しなければいけないなというふうに思い始めましたので、これは絶対に再開すべきだと思ひまして、私は、今回の請願は採択のほうに回らせていただきます。

以上です。

○赤平勇人委員長 ほかに発言ありませんか。竹山委員。

○竹山美虎委員 竹山です。

非常に、うちの会派でも意見が割れておりまして、それで、そもそも、このブックスタート事業を始めるときの趣旨というのは、みんな知っているんです。それで、経過において、あおもり親子はぐくみプラザの開設時点の状況、そして現在に至る中で、様々な検討をされて、現在に至っていると。

それで、私も、ブックスタート事業の大切さというか、そのことは、十分、分かるんですけども、一方で、やっぱり経費もしっかり見ないといけないと。それで、約160万円をどう捉えるかということにもなってくるんですけども、今、進行している対応の中で、いわゆる経費をなるべく削減をして、そして、その上で考えることも必要なのかなというふうに、ちょっと、今、気持ちが揺らいでいます。

なので、現時点では、自分は、この請願については不採択とする。しかし、中身については少し考える余地があるのかなという状況で、揺れるままの発言になりましたけれども、そういうことです、委員長。

○赤平勇人委員長 ほかに発言ありませんか。よろしいですか。中村委員。

○中村美津緒委員 いや、結構、皆さん揺れていると思うんです。こういう請願は継続審査ってあるんですけどか。

○赤平勇人委員長 継続審査もはい。(「継続審査までは認める必要はないんじゃない

ないか」、「そうだ」と呼ぶ者あり)

○赤平勇人委員長 よろしいですか——よろしいですね。

それでは、これより採決いたします。

本請願については、不採択とすべきとの意見がありましたので、起立により採決をいたします。

本請願については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○赤平勇人委員長 起立少数であります。

よって、請願第3号は、不採択とすべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案及び請願の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

○赤平勇人委員長 この際、理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 また、委員の皆さんから、御意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 それでは、この際、私から申し上げます。

本委員会の視察についてであります。先般、事務局を通してお知らせしているとおり、10月25日水曜日から10月27日金曜日の日程で、兵庫県西宮市及び兵庫県姫路市において行政視察を実施いたしますので、よろしく願いいたします。

以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)